

佐賀の元気をピックアップ

地域HOT通信

江藤 新平の真実に迫る常設コーナーが完成！

江藤新平
復権プロジェクト



江藤新平

江藤の主な功績

- ◎三権分立に基づく国家制度の設計
- ◎憲法や民法などの法典編纂
- ◎国民皆教育の導入
- ◎初代司法卿として近代的な裁判制度を導入

佐賀城本丸歴史館 (佐賀市内)

開館 9:30~18:00
時間 ※12月29日~令和7年1月1日は休館
問 ☎0952(41)7550

没後150年にあわせ、佐賀城本丸歴史館で開催した江藤新平 特別展。日本の礎を築いた若き稀才・江藤の生き様や真実にふれる内容で、約2か月の会期中、約4万人に来場いただきました。好評を博したこの展示を再編成し、映像・グラフィック展示や歴史資料(複製)による常設コーナーとして同館にて公開しています。「人民のために」という信念を貫き、新しい国づくりに尽力した江藤の崇高な“志”を、未来へとつないでいきます。

江藤が残した
数々の功績を紹介！



新グルメ「佐賀海苔しゃぶしゃぶ」で佐賀海苔を味わい尽くす！



これから旬を迎える佐賀海苔を贅沢に使った新グルメが誕生！プロの料理人が一番摘みの佐賀海苔のおいしさを存分に引き出すために考えた新メニューで、楽しみ方はさまざま。海苔を出汁にさっとくぐらせて、とりとしくちどけを堪能したり、しゃぶしゃぶした具材をパリパリの海苔で巻いて歯切れの良さと香ばしさを楽しんだり、締めは出汁に溶かして雑炊にして、奥深いうま味を味わったり。佐賀海苔の素晴らしい味わいを味わい尽くす新グルメを、ご家庭でもお店でもぜひご堪能ください。



なべ家きびん

ところ 佐賀市愛敬町2-3
時間 17:30~22:30(日曜休み)
問 ☎0952(26)3331

お店で
味わう

佐賀が舞台の大ヒット！マレーシアドラマが無料配信中

県内6市町で撮影



ドラマを見た方がロケ地巡りをできるように、日本語・英語・マレー語に対応したデジタルロケ地マップも公開しています。みなさんぜひご覧くださいね！



昨年、県内で撮影されたマレーシアドラマ「From Saga, With Love」が本国で大ヒットし、東南アジアを中心に16カ国で配信され人気を集めました。

男女4人が佐賀を舞台に繰り広げるラブコメディで、日本語字幕版が「ABEMA」で無料視聴できます。本国では続編が配信中で、こちらも大ヒット中。前作に引き続き県内各地でロケが行われ、さまざまなシーンで佐賀の風景が登場します。



ロケ地情報や
観光スポットも充実！



食べて、飲んで、買って 佐賀のアスリートを応援しよう！

SSP推し活プロジェクト

実証期間 令和7年1月31日(金)まで
※ポイントの有効期限は令和7年2月28日(金)まで

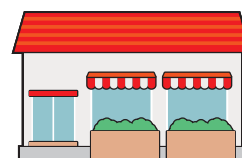
県民のみなさん



③ギフティング
集めたポイントで推しの
チームにポイントを贈ろう！

①協力店舗
を利用

協力店舗(飲食店など約20店)



対象チーム

- サガン鳥栖アカデミー
- SAGA久光スプリングスユース
- 佐賀バルナーズユース
- 県内女性アスリート
- 県内中高生アスリート



参加方法

まずはエンゲートに登録しよう！
みなさんからの“ギフティング”は、
佐賀県の中高生アスリートの
育成などに使われます！



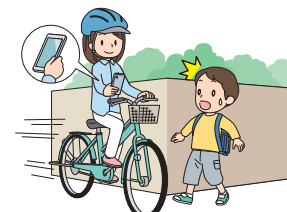
スポーツのチカラを活かした地域づくり・人づくりを進めるSAGAスポーツピラミッド(SSP)構想。県民のみなさんが協力店舗で使った金額の一部が、次世代を担うアスリートの育成や女性アスリートの活動費として活用できる「SSP推し活プロジェクト」を実施しています。協力店舗を利用してポイントをもらい、応援したい自分の推しチームにポイントを贈る仕組みです。みなさんぜひご参加ください！

詳しくは SAGAスポーツピラミッド推進グループ ☎0952(25)7623 ✉ssp-g@pref.saga.lg.jp



重大な事故を防ぐため交通ルールを守りましょう 自転車の危険な運転に対する罰則が強化されました

運転中のながらスマホ

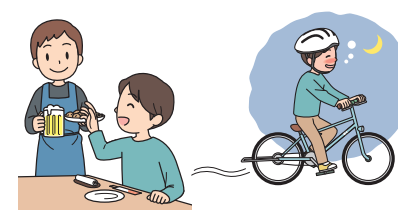


自転車で走行中にスマートフォンを手に持ち、通話や画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象になりました。

違反者は
6月以下の懲役または10万円以下の罰金

交通の危険を生じさせた場合
1年以下の懲役または30万円以下の罰金

酒気帯び運転および幫助



自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

違反者は
3年以下の懲役または50万円以下の罰金

自転車の提供者は
3年以下の懲役または50万円以下の罰金

酒類の提供者・同乗者は
2年以下の懲役または30万円以下の罰金

自転車は身近で手軽な交通手段である一方、事故も多発しています。忘年会や新年会のシーズンを迎え、お酒を飲む機会も増えますが、自転車の飲酒運転も罰則の対象です。自転車が車の仲間であることを忘れずに、ルールを守りましょう。

ちゃんとかぶってる？
ヘルメット着用は
努力義務です！



佐賀県交通安全
キャラクター
マニャー

詳しくは 佐賀県警察本部 ☎0952(24)1111 ✉koutsuukikaku@pref.saga.lg.jp